

自家消費型太陽光発電設備導入補助金交付要綱実施要領

令和4年11月17日 環境局長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、自家消費型太陽光発電設備導入補助金交付要綱（令和4年11月17日 環境局長決裁。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象機器の要件等)

第2条 太陽光発電設備の機器要件及び補助対象費用は、次のとおりとする。

(1) 次の全ての機器要件に適合すること。

- ア 太陽電池モジュールの合計出力が1.5kW以上の設備であること。
- イ 自家消費型配線であること（発電量の50%以上を自家消費すること）。
- ウ 未使用品であること（中古品は対象外とする）。

(2) 補助対象費用（税抜き）

太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電電力計、発電量表示装置、売電電力量計、パワーコンディショナー、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用。ただし、梱包材等の撤去・廃棄処理、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）のすべて及び申込者が自ら施工する工事に係る費用は対象外とする。なお、補助対象となる事業費の区分及び各費目の内容は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和6年3月1日環地域事発第2403011号改正）の別表第1による。

2 定置用蓄電池の機器要件及び補助対象費用は、次のとおりとする。

(1) 次の全ての機器要件に適合すること。

- ア 次項に定める補助対象費用（税抜き）が業務用蓄電池（蓄電池容量が20kWhを超える）においては19万円/kWh、家庭用蓄電池（蓄電池容量が20kWh以下）においては15.5万円/kWh以下の蓄電池システムであること。
- イ 本事業にて設置する太陽光発電設備に付帯するものであり、常時、太陽光発電設備と接続し、太陽光発電設備が発電する電力を平時において繰り返し充放電するもの。アンカーボルトなどで固定する据置型（定置型）であり、ポータブル蓄電池は対象外。
- ウ JEM規格で定義された初期実効容量1.0kWh以上であるもの。
- エ メーカー指定の環境条件に設置すること。
- オ 未使用品であること（中古品は対象外とする）。

(2) 補助対象費用(税抜き)

蓄電池部（リチウムイオン蓄電池、バインド電池）、電力変換装置（蓄電池及び太陽光発電設備に併用できるものも含める）、配線、配線器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用。ただし、梱包材等の撤去・廃棄処理、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）のすべて及び申込者が自ら施工する工事に係る費用は対象外とする。なお、補助対象となる事業費の区分及び各費目の内容は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和6年3月1日環地域事発第2403011号改正）の別表第1による。

- 3 申込者は、自社調達及びグループ企業が調達又は設置工事等を実施する場合には、利益等の排除が必要であることから、申込額を減額して申請すること。その際に、「原価」については、当該調達に対する経費であることを証明する書類を提出すること。なお、利益率は小数点以下第2位を切り上げた数値を用いること。

（申込等の方法）

第3条 要綱第5条に定める申込方法は郵送のみとする。申込みは、別表1に定める期限内に指定場所へ郵送することとする（消印有効）。

（募集期間及び工事契約締結日）

第4条 要綱第9条に定める補助の申請募集期間、要綱第7条に定める工事契約締結日は、別表1に定めるものとする。

（補助金交付申請兼完了届の提出期限）

第5条 要綱第11条第2項で定める補助金交付申請兼完了届の提出期限は、対象機器を取得した日の翌日を起算日として、90日を経過する日とする。なお、提出方法は原則郵送とし、提出期限日までの消印有効とする。

- 2 前項で起算した提出期限が2月28日を過ぎていた場合においては、前項の規定にかかわらず、2月28日を提出期限とする。

（調査・アンケート）

第6条 要綱第21条第1号に規定するアンケート調査は、補助金交付年度の翌年度から実施する。

- 2 要綱第21条第2号に規定するその他市長が協力依頼する事項は次の各号のとおりとする。

- (1) 取材協力
- (2) 広報誌等への体験談の掲載協力
- (3) その他、市長が特に必要と認めること。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年11月24日から施行する。

附 則（令和5年8月3日一部改正）

- 1 この要綱は、令和5年8月7日から施行する。

附 則（令和6年7月19日一部改正）

- 1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

別表 1

申請募集期間	工事契約締結日
令和6年8月1日 ～ 令和7年1月31日	補助金交付決定通知後